

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 要介護・要支援である患者については、介護保険が優先されるため、在宅患者訪問薬剤管理指導料ではなく居宅療養管理指導費を算定することになっていますが、薬剤服用歴管理指導料は算定できないのでしょうか。 (匿名希望)

A 同一月に居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費が算定されていない場合は、薬剤服用歴管理指導料を算定することができます。介護保険の要介護者または要支援者については、健康保険法により、原則として介護保険給付が医療保険給付より優先されることになっています(表1)。すなわち、

表1 介護保険給付と医療保険給付の優先について

<p>健康保険法 (1922年4月22日, 法律第70号) (他の法令による保険給付との調整) 第55条 (略) 2 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費, 入院時生活療養費, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は, 同一の疾病又は負傷について, <u>介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には, 行わない。</u> 3 (略)</p>	
<p>診療報酬の算定方法 2008年3月5日, 厚生労働省告示第59号 6 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する療養に要する費用の額は, 別に厚生労働大臣が定める場合を除き, <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第62条に規定する要介護被保険者等については, 算定しないものとする。</u></p>	

表2 要介護被保険者等の患者に対して算定できる診療報酬点数表に掲げる療養

区分	1. 入院中の患者以外の患者	2. 入院中の患者	3. 入所中の患者	
			ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る)を受けている患者	ア. 介護老人福祉施設, 地域密着型介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者
10 薬剤服用歴管理指導料	○ (同一月に, 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし, 当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合は算定可)	—	—	○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
15 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)

※「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(2016年3月25日保医発0325第8号, 厚生労働省保険局医療課長)より抜粋

保険調剤の場合には、処方せんが交付された患者が要介護または要支援であり、処方医から在宅薬剤管理の指示があれば、在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)ではなく居宅療養管理指導費(介護保険)を算定します。

ただし、要介護または要支援の患者であっても、介護保険給付が優先されないケース(すなわち、医療保険給

付を適用)については、医療保険と介護保険の給付調整告示により整理されています。具体的には、処方せんが交付された患者が要介護または要支援であっても、同一月に居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費が算定されていない場合は、薬剤服用歴管理指導料を算定することが可能です(表2)。



「調剤と情報」
編集部より

体験談・エッセイなどの募集

本誌編集部では、学術・研究論文のような形式にとらわれない、日常の調剤業務中での体験談・工夫、医師との連携、患者さんとのやりとり、失敗談など、読者の皆様の原稿を募集しています。

1) テーマ

調剤、医薬品情報、薬歴管理、服薬指導、患者対応、医師との連携などの体験談のほか、医薬分業、薬学教育、生涯教育、医療問題に関するエッセイやご意見をお寄せください。

ています。採用となった原稿は、直近の号に掲載していきます。

掲載の可否は、じほう『調剤と情報』編集部で決定させていただきます。ボリューム、テーマにかかわらず読者の皆様の原稿をお待ちしています。

2) 原稿枚数

投稿原稿の枚数は、テーマによって異なりますが、400字詰め原稿用紙4～8枚を目安にご執筆ください。短い文章は、場合によっては読者の欄に掲載します。読者の意見交換的的原稿でも結構です。

4) 原稿送付先

〒101-8421
東京都千代田区猿樂町1-5-15(猿樂町SSビル)
株式会社じほう 出版局『調剤と情報』編集部
TEL: 03-3233-6365
FAX: 03-3233-6369
E-MAIL: rx@jiho.co.jp

3) 原稿締切

特に原稿の締め切りはありません。常時受け付け